練馬区告示第５８２号

施設の清掃を実施するため、練馬区立区民ホール条例（平成元年３月練馬区条例第14号）第５条ただし書および練馬区区民センター施設使用条例（平成元年３月練馬区条例第18号）第３条第２項に基づき、関区民センターに属する施設等を下記のとおり休館する。

令和８年１１月１２日

練馬区長　吉　田　健　一

記

１　休館期日
令和８年１１月２２日（日）

２　関区民センターに属する施設等
練馬区立関区民ホール
練馬区立はつらつセンター関